

(略)

東京都監査委員	清	水	やすこ
同	神	林	茂
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成30年11月28日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、境川金森調節池工事を落札し都と工事契約（以下「本件契約」という。）を締結した共同企業体の盟主である建設業者は、都内において建設作業中に火災死亡事故を発生させ刑事責任を追及されており、調節池工事が着手されれば刑事被告人に都民の税金を支払うことになり、著しく都民感情を刺激し正義に反するから、本件契約を即刻解除することなどを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

ところで、都が発注する工事請負契約について、受注者が刑事責任を負うことを理由に発注者である都が当該契約を解除できるかについて、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第37条の規定に基づき定められた標準契約書によれば、約款第43条第8号において、当該契約に関して、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。また、受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6（公契約関係競売等妨害）

又は同法第198条（贈賄）の規定による刑が確定したときは、契約を解除することができる。一方で、その他の刑事責任を負うことを理由に都が当該契約を解除できるとする条項は認められない。

そこで、本件請求について見ると、請求人は、本件契約の締結の不当性の理由として、建設作業中に火災死亡事故を発生させ刑事責任を追及されている者に都民の税金を支払うことは著しく都民感情を刺激し正義に反すると述べている。

しかしながら、仮に、請求人が主張する事情があるとしても、上述のとおり、そのことは前記標準契約書約款に該当する事情ではないから、それにより本件契約が私法上無効となるものではなく、都が取消権又は解除権を有する根拠も認められない。

したがって、請求人は、本件契約の締結に係る財務会計法規上の違法又は不当を主張することなく、都と本件契約を締結した共同企業体の構成員である建設業者が火災事故により刑事責任を追及されているとの主張のみで本件契約の即刻解除を求めているに過ぎず、本件請求が法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計行為の違法性・不当性を客観的に具備しているとは認められない。

なお、請求人は、本件工事契約を即刻解除すべきである旨主張するが、最高裁平成25年3月21日判決によれば、「普通地方公共団体が締結した支出負担行為たる契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効ではない場合には、当該普通地方公共団体が当該契約の取消権又は解除権を有しているときや、当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真しに行えば相手方において当該契約の解消に应ずる蓋然性が大きかったというような、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り、当該契約に基づく債務の履行として支出命令を行う権限を有する職員は、当該契約の是正を行う職務上の権限を有していても、違法な契約に基づいて支出命令を行ってはならないという財務会計法規上の義務を負うものとはいえず、当該職員が上記債務の履行として行う支出命令がこのような財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはない」と解するのが相当である」と判示されている。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。